

工事施行成績による入札参加の制限について

財団法人函館市住宅都市施設公社では、建設工事の品質確保を目的として、入札に参加しようとする建設業者のみなさんが、函館市（公営企業を含む。）から過去に通知を受けた工事施行成績の評定結果について、評定点が一定の点数以上であることを入札参加の条件とします。

1 入札参加制限の基準点

函館市（公営企業を含む。）における工事施行成績評定の基準点である65点とします。

2 判定の根拠となる工事施行成績

当該入札日以前1年以内に函館市（公営企業を含む。）へ受渡しの完了した工事（当該入札の発注工種と異なる工種の工事を含む。）について、函館市、函館市水道局および函館市交通局における工事施行成績評定要領または小規模請負工事施行成績評定要領に基づき通知された「工事施行成績の評定結果（通知日が当該入札日の前日以前のもの）」の評定点により判定します。

3 判定の方法

- (1) 判定の根拠となる工事施行成績評定結果が2件以上ある場合に、その評定点について平均値を算出し、平均値が65点未満の場合は、当該入札に参加できません。
- (2) 判定の根拠となる工事施行成績の評定結果がない場合または1件の場合は、判定を行いません。

4 入札の無効

評定点の平均値が条件を満たしていない場合の入札は、無効となります。

5 適用時期

平成22年7月1日以降に、入札公告および業者指名をする建設工事から適用します。